

奈良県広域水道企業団設立準備協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、「水道事業等の統合に関する覚書」(令和3年1月25日付締結)に基づき、別表に掲げる団体が各々経営する用水供給事業、水道事業及び共同処理する水質検査事務(以下「水道事業等」という。)の統合のための協議検討を行うものとする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会は、奈良県広域水道企業団設立準備協議会(以下「協議会」という。)という。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体で構成し、構成団体の長を委員としてこれを組織する。

(協議会の所掌する事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 組織・職員に関する方針
- (2) 業務運営に関する方針
- (3) 施設整備に関する方針
- (4) 財政運営に関する方針
- (5) 前各号に掲げるもののほか、水道事業等の統合に関し必要な事項

2 前項の事務に係る実務的な調査、検討、調整等を行うため、幹事会及び作業部会を設置するものとする。

(協議会の役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

2 会長は、奈良県知事の職にある者をもって充て、副会長は、奈良市長、橿原市長及び生駒市長の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

4 会長の職務を代理する副会長の順序は、奈良市長、橿原市長、生駒市長の順とする。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集する。

2 会議は、副会長及び委員のうち、半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、やむを得ない場合は代理人の出席を認めるものとする。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会長は、第1条の目的を達成するため、必要と認められるときは有識者等に出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 第4条第1項の事務を処理するため、協議会に事務局を設置する。

2 事務局長は、奈良県水道局県域水道一体化準備室長の職にある者をもって充てる。

(経費の支弁の方法)

第8条 第4条第1項の事務の執行に要する費用は、奈良県水道局が負担する。ただし、構成団体に属する職員の参加に係る経費（旅費等）については、その属する構成団体が負担する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年8月2日から施行する。

別表（第1条及び3条関係）

奈良県	安堵町
奈良市	川西町
大和高田市	三宅町
天理市	田原本町
橿原市	高取町
桜井市	明日香村
五條市	上牧町
御所市	王寺町
生駒市	広陵町
香芝市	河合町
葛城市	吉野町
宇陀市	大淀町
平群町	下市町
三郷町	奈良広域水質検査センター組合
斑鳩町	